

第二期 流山市 GIGA スクール構想業務委託仕様書

1 件名

第二期 流山市 GIGA スクール構想業務委託

2 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで(60 か月)

3 納入場所

流山市立流山小学校 他 28 校、及び教育委員会
詳細は、別紙「納品先一覧」を参照

4 目的

教育の質向上・効率化・安全性確保を目指し、以下の4つを柱とした包括的な ICT 基盤の整備を目的とする。

(1) Society5.0 時代に対応した新たな学びの実現

「Society5.0 時代を見据えた新時代の学校・学びを実現し、超スマート社会を生き抜く力を育む」ことが目的とし、個別最適化な学び・協働的な学びの環境を構築する。

(2) 流山市教育振興基本計画と整合した ICT 教育の推進

第 3 期流山市教育振興基本計画に基づき、「学びに向かう力と自立した子ども」の育成や、ICT を活用した協働学習やプログラミング教育を行う。

(3) ICT 環境(ハード・ソフト・ネットワーク)の包括的整備

児童生徒の「1 人 1 台端末」整備をはじめ、デジタル教材やクラウド基盤を用いた授業改善、教員への研修など、ICT を教育に効果的に活用するためのインフラ・体制整備を推進する。

(4) セキュリティ強化と業務効率化、教員負担の軽減

安全かつ効率的な運用を実現し、教員の業務負担軽減やデータを活用したきめ細やかな指導にも繋げる。

5 全体概要

本市では、令和 3 年度より教職員の働き方改革として「統合型校務支援システム」の導入や機微情報を取り扱う観点から文部科学省が策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の対応を推進してきた。

本事業では、教職員及び児童生徒が安全・安心に情報資産を活用できるようにネットワーク分離方式を継続利用することとする。以下に、条件を示す。

(1)クラウド基盤

本市が利用している Microsoft Azure のテナント(以下、「本市テナント」という。)を継続利用すること。

(2)ネットワークの分離

校務系ネットワーク、校務外部系ネットワーク及び学習系ネットワークに分離すること。

(3)本事業で調達するサービス

本事業で利用するサービスは、政府が推奨するクラウドバイデフォルト原則に則り、本市テナントの「Azure Virtual Machines」に構築したサービスまたは各種サービスメーカーが提供する SaaS とする。

(4)サービスの接続形態

本事業で調達する校務端末及び本市が別途調達する学習者用タブレットからインターネットを介して利用する。

6 用語

本書で記載している主な用語は、以下のとおり。

表 用語集

用語	意味
校務ネットワーク	校務系ネットワークおよび校務外部系ネットワークの総称。
校務系ネットワーク	校務端末が機微情報を扱う上で、ネットワーク分離によって仮想化された領域のみを扱うネットワーク。 ※インターネット利用不可
校務外部系ネットワーク	校務外部接続系ネットワークの略称。ネットワーク分離によって校務系ネットワークとは分離された機微情報を取り扱わない領域。※インターネット利用可
学習系ネットワーク	児童生徒を含め学習環境として利用する領域。授業で利用するシステムについては校務外部系ネットワークからの接続も可とする。
校務端末	教職員及び教育委員会が校務系ネットワークへ接続する際に利用する端末。 ※校務外部系ネットワーク利用可 ※一部は新設校用として市が令和 6 年度に整備した既存の校務端末を本事業にて設定変更し利用する。
仮想化端末	校務端末を用いて校務系ネットワークに構築したサービスを利用する際の「Virtual Desktop Infrastructure(画面転送方式)」。
共有端末	個別ソフトを利用する等、主に作業を行うために複数の教職員が共有して利用する端末。校務外部系ネットワークからの接続のみ可とする。

用語	意味
学習端末	GIGA スクール構想にて提唱された、児童生徒が扱う一人一台タブレット端末の略称。
指導者用端末	校務端末とは別に、教員が授業を行う際に利用できるタブレット端末。 ※市が令和 6 年度、7 年度に整備した既存の学習端末を本事業にて設定変更し利用する。

7 調達範囲

本事業における調達範囲は、以下のとおりとする。なお、稼働にあたり必要な事項については受託者にて提案すること。

表 調達範囲

区分	サービス名	特記事項
校務ネットワーク	クラウド基盤	本市所有の Microsoft Azure テナント（以下、「本市テナント」という）
	校務系ファイルサーバ	校務系ネットワークからのみ閲覧・編集ができるファイルサーバ
	校務外部系ファイルサーバ	校務外部系ネットワークからのみ閲覧・編集ができるファイルサーバ
	ユーザ管理	本市テナントに構築済の Microsoft Entra ID
	仮想化端末	Virtual Desktop Infrastructure
	多要素認証システム	顔認証システムが望ましい
	統合型校務支援システム	別紙「統合型校務支援システム仕様」を参照
	資産管理システム	
	フィルタリングソフト	SaaS 型の Web フィルタリングサービス
	保護者連絡システム	既存で利用している SchIT メールを継続利用できるよう設定すること。
	デジタル採点システム	既存で利用している製品を中学校用として本契約内で調達すること（製品名：百問繚乱）
	Microsoft Office	Microsoft365 A5 の機能
	その他ソフト	本市が所有するソフトを利用するため、必要な設定を行うこと（PDF 編集ソフト等）
	校務端末	※一部既存端末有
	共有端末（校務外部系）	

区分	サービス名	特記事項
	校務用プリンタ	※一部既存プリンタ有
学習ネットワーク ※1	学習端末	千葉県の共同調達で採択された端末 (WindowsOS コンバーチブル)
	学習端末(追加)	年度毎に増加する児童生徒用の学習端末
	指導者用端末	教員が授業用として利用できる端末 ※既存端末を再設定して利用すること
	ドリルソフト	既存はベネッセ社「ミライシード」を利用
	心と学びの記録・ 振り返り支援システム	校務支援システムと連携し、ダッシュボード への反映を必須とする
	授業支援システム	
	図書システム	本市が所有する端末・システムを利用する ため、必要なネットワーク設定を行うこと。
	図書室/学習用プリンタ	
	電子黒板	一部の小中学校では既存の電子黒板を利用 するため、必要な設定を行うこと。
	その他の機器ソフト	授業拡張となる追加提案等。
サポート関連	学習端末の保証	別紙「学習端末の保守仕様」を参照。
	ICT 支援員	各校を巡回する ICT 支援員に加え、オンラ イン支援も含むこと。
	コールセンター	
	システム保守	
	ハードウェア保守	

※1 校務端末でも授業ができるよう、一部の機能は校務外部系ネットワークでも利用

8 教職員数/児童生徒数

教職員数および児童生徒数については、別紙「教職員数/児童生徒数一覧」を参照すること。また、契約期間中に必要となるライセンスについては、受託者にて用意すること。

9 調達範囲における要件

本書「7調達範囲」に記載した各種サービスの要件は以下のとおりとする。なお、要件はすべて満たすことが原則となるが、提案するサービスが一部の要件を満たさない場合は、事前申告および市の承認を得ることで可とする。但し当該項目は評価時に減点対象となる場合があることに留意すること。

(1)校務ネットワーク

ア ネットワーク分離

ア)クラウド基盤

本市テナントに校務系ネットワークを構築すること。また、本ネットワークは統合型校務支援システムおよび校務用ファイルサーバの専用ネットワークとし、インターネットには非公開の領域とすること。

イ)学校内※

校務外部系ネットワークと学習系ネットワークを構築すること。また、両ネットワーク間は通信制御を行うこと。

※導入済の機器や設定情報は受託事業者にのみ開示する。

イ 校務系ファイルサーバ

ア)学校および教育委員会を含めた学校間において、教職員が作成したファイルを安全に共有できる環境を提供すること。

イ)本市テナントにインターネットから直接接続できない校務系ネットワークを構築すること。また、校務系ネットワーク上に校務系ファイルサーバ(インターネット非公開)を構築すること。なお、本サービスは、「Azure Files」による提供が望ましい。

ウ)本事業で構築する「仮想化端末」から利用できるようにすること。また、仮想化端末のエクスペローラにてドライブのマウントができること。

エ)校務系ファイルサーバの容量は1校当たり300GB以上を確保すること。なお、総容量は9TB以上を確保すること。

オ)受託者は既存の校務系ファイルサーバの調査を行い、本事業で構築する校務系ファイルサーバの情報資産を移行すること。

カ)校務系ファイルサーバのアクセス権及びフォルダ構成は本市と協議して決定すること。

キ)ウイルスのリアルタイムスキャン機能を提供すること。

ウ 校務外部系ファイルサーバ

ア)学校および教育委員会を含めた学校間において、教職員が作成したファイルを安全に共有できる環境を提供すること。

イ)インターネットから接続できるファイルサーバ(インターネット公開)を構築すること。なお、本サービスへのアクセスはMicrosoft Entra IDで認証された利用者のみが利用できること。

ウ)校務外部系ファイルサーバの容量は20TB以上を確保すること。

エ)受託者は既存の校務外部系ファイルサーバの調査を行い、本事業で構築する校務外部系ファイルサーバの情報資産を移行すること。

オ)校務外部系ファイルサーバのアクセス権及びフォルダ構成は本市と協議して決定すること。

カ)ファイルのアップロード時にウイルスのリアルタイムスキャン機能を提供すること。

エ ユーザ管理

- ア)本市が構築済の「Microsoft Entra ID」を継続利用すること。現在利用しているユーザ ID などは継続利用することが望ましい。
- イ)登録済のユーザや組織等を構築前までに調査を行い、利用者に影響が無いように本事業で必要となる設定をすること。

オ 仮想化端末

- ア)統合型校務支援システム及び校務系ファイルサーバを利用する仮想化端末を構築すること。
- イ)仮想化端末の利用者は教職員及び教育委員会とする。
- ウ)仮想化端末は、Microsoft 社が提供する DaaS:Azure Virtual Desktop(以下、「AVD」という。)とする。
- エ)AVD のオペレーションシステムは Windows11 にすること。
- オ)AVD を活用する際は、本事業で構築する Microsoft Entra ID と Intune による条件付きアクセスを構築すること。
- カ)本市では、AVD(Windows10)を利用しており、ユーザプロフィール等の必要な情報は本事業で移行すること。
- キ)仮想化端末で出力した印刷物は、校務端末にリダイレクトされ各校のプリンタから出力できること。

カ 多要素認証

- ア)校務端末ログイン時は、多要素認証を必須とすること。
- イ)認証要素は、記憶情報、所持情報、生体情報の内、生体情報を含む 2 要素以上を組み合わせること。なお、生体情報については、顔認証ができることが望ましい。
- ウ)年次更新時においては、新たに赴任した教職員が毎年 4 月 1 日から校務端末に認証できる仕組みを提供すること。

キ 統合型校務支援システム

- ア)本市では、株式会社 EDUCOM の「C4th」を活用している。本事業において別システムを提案する際には、以下の仕様に加え別紙「統合型校務支援システム仕様」に記載された機能及び帳票の要件を満たすこと。
- イ)校務系ネットワーク上に校務支援システム(インターネット非公開)を構築すること。
※製品メーカーによるクラウドサービス(SaaS 等)は不可とする。
- ウ)受託者の責任において「C4th」に保存されている情報資産を移行すること。全ての情報資産の移行が望ましいが、移行できない情報資産があればそれを明確にし、代替案として提案すること。
- エ)本サービスは本事業で構築する「仮想化端末」から利用できるようにすること。

ク 資産管理システム

- ア)本市テナントに資産管理システムを整備すること。なお、メーカーによる SaaS からの提供も可とする。
- イ)校務端末および共有端末を1つの環境で管理できること。
- ウ)校務端末および共有端末に関する各種ハードウェア、ソフトウェア情報を、資産情報として自動的に収集できること。
- エ)仮想化端末に関するソフトウェア情報を、資産情報として自動的に収集できること。
- オ)校務端末に接続する外部デバイスについて、利用可否を制御できること。
- カ)校務端末の紛失時において、遠隔操作により端末のデータ消去、ロックを行えること。
- キ)校務端末に対して、インターネット経由で、リモート操作が行える機能を有すること。
- ク)業務時間内における校務端末の操作時間を、利用者ごとに集計・分析できること。
- ケ)校務端末および仮想化端末にて行われた操作、ログオン・ログオフの日時、実行されたソフトウェアについての起動時刻・操作時間、ファイル操作、共有フォルダへのアクセス・ファイル操作、Web へのアクセス・書き込み・アップロード、クリップボード(テキスト・画像)、USB メモリなどの記憶媒体を利用した内容、記憶媒体のシリアル情報、接続した通信デバイス、及び外部との通信状況等を記録する機能を有すること。
- コ)上記の操作ログは1年以上、閲覧できること。

ケ フィルタリングソフト

- ア)SaaS 型の Web フィルタリングサービスを提供すること。
- イ)URL フィルタリング機能を有すること。
- ウ)時間帯に応じた利用制限を設定可能とし、柔軟なアクセス制御を実現できること。
- エ)校務端末、共有端末、学習端末および学習端末(追加)分のライセンスを用意すること。

コ 保護者連絡システム

- ア)学校と保護者をデジタルで繋ぐ保護者連携ツールを設定すること。
- イ)既存システム SchIT のライセンスは市が用意する。保護者の登録は既に設定されているため、本システムを校務端末から利用ができるように環境構築を行うこと。

サ デジタル採点システム

- ア)市が別途契約しているシンプルエデュケーション社製「百問繚乱」につき、中学校分のライセンスを本契約にて更新し、設定すること。
- イ)校務系ネットワークからも利用できることが望ましい。
- ウ)対象は中学校のみとするが、教育委員会での利用も可能とすること。
- エ)児童生徒の名簿データ更新については、本事業の調達範囲外とする。

シ Microsoft Office

- ア)本事業で教職員分の「Microsoft 365 A5」ライセンスを整備すること。
- イ)校務端末で利用できること。
- ウ)仮想化端末でも利用ができること。
- エ)Student Use Benefit を活用し、本市が別途調達する「学習端末」および本事業で調達する「学習端末(追加)」、既存の「指導者用端末」で利用できるように設定すること。

ス その他ソフト

- ア)校務端末にて、市が所有する PDF 編集ソフト「JUST PDF」が利用できるようにすること。
- イ)校務端末でも授業を行えるよう、学習端末で採用するソフトも利用ができること。
- ウ)教職員の各種申請や管理職の承認業務をフロー化したシステムを整備されることが望ましい。

セ 校務端末

- ア)本事業で調達する校務端末の仕様は以下のとおり。なお、台数については、別紙「教職員数／児童生徒数」のうち、教職員数を参照すること。

- a 13.3 型ノートパソコン
- b Windows11 Pro
- c Corei5-1335U 以上／メモリ 8GB 以上／ストレージ 256GB 以上(SSD)
- d Web カメラ内蔵(顔認証対応)
- e IEEE802.11ax 対応／Bluetooth 対応／ミラキャスト対応
- f HDMI 端子／USB TypeC 端子／USB TypeA 端子を有すること
- g オンライン会議ができるようマイクイヤフォン端子を有すること
- h 校務端末から仮想化端末が利用できること
- 1 仮想化端末で出力した印刷物が校務端末に設定したプリンタから出力できること。

- イ)市が令和 6 年度に新設校用として整備した校務端末(100 台)を再設定すること。

- a 校務外部系ネットワークのみ接続できるようにすること
- b 端末の利用は令和 11 年 3 月 31 日までとし、稼働に必要なライセンス(Microsoft365 やフィルタリング等)は受託者側で整備すること
- c 利用する既存の校務端末は以下のとおり

製品名:富士通製 LIFEBOOK U6313/N(型式:FMVU70056)

Windows11 Pro Upgrade/CPU:Corei3-1215U/メモリ:8GB/SSD:256GB

保証延長パック付(5 年間翌営業日以降訪問修理※令和 11 年 3 月 31 日まで)

ウ)校務端末の周辺機器を整備すること。

- a 外付け Blu-ray ドライブ
- b マルチメディアカードリーダー
- c デジタルカメラ等の撮影機器
- d その他、校務端末に関連する周辺機器があれば提案すること

ソ 共有端末(校務外部系)

本事業で調達する校務端末の仕様は以下のとおり。なお、本端末は校務外部系ネットワークに所属し、写真や動画編集を主とした活用を想定し、各小中学校に1台整備すること。

- ア) 15.6 型ノートパソコン
- イ) Windows11 Pro
- ウ) Corei7-1370P 以上／メモリ 16GB 以上／ストレージ 512GB 以上(SSD)
- エ) Web カメラ内蔵(顔認証対応)
- オ) HDMI 端子／USB TypeA 端子を有すること
- カ) オンライン会議ができるようマイクイヤフォン端子を有すること
- キ) テンキー付キーボード
- ク) IEEE802.11ax 対応／Bluetooth 対応／ミラキャスト対応
- ケ) 端末本体とは別にサブモニタ(21.5～23 型程度)を整備すること。

タ 校務用プリンタ

校長室用/事務室用/保健室用のプリンタを整備すること。なお、既存プリンタを含めて校務端末および共有端末から印刷できるように設定すること。

- ア)A3 対応のインクジェットプリンタとする。
- イ)スキャナ機能を有すること。
- ウ)用紙カセットは 2 段及び別途手差しトレイを有すること。
- エ)5 年間の保守を付すること。オンサイトが望ましいが、センドバックとなる場合は受託者にサービスマンを派遣し対応すること。
- オ)導入時は本体付属のインクとは別に、各色 1 本を予備として納入すること。
- カ)校務端末と有線接続できるように USB ケーブルを整備すること。

※既存プリンタについて

本市では別途調達済の校務用プリンタ(EPSON 製 LX-10050M/一部 PX-M7080FX を追加)を各校に整備しているため、校務端末から印刷できるように設定すること。また、その他に各校所有のプリンタがある場合は、教育委員会と協議の上これを設定すること。

(2)学習系ネットワーク

ア 学習端末

- ア)市が別途契約する学習端末を整備すること。
- イ)学習端末は「令和 7 年度学習者用コンピュータ等共同調達(WindowsOS コンバーチブ

ル)」にて採択された以下の製品とする。

製品名:ASUS 製 Windows 端末「BR1104FGA-NS0010XA」

付属品:光興業製画面フィルム「ZE-CHHPFORG1M11」

アーテック製液晶タッチペン「00091915」

役 務:MDM 設定および端末初期設定、管理シール 2 枚の貼付、受託者指定倉庫までの配送

ウ)受託者指定倉庫に納入された学習端末は、受託者にて各学校へ配送し、各フロアに設置されている充電保管庫内に設置(AC アダプタの結線含む)すること。なお、設置作業については公立学校情報機器整備事業費の補助対象となるため、必要となる費用を明確にすること。また、市の補助申請にも協力すること。

エ)学習端末の廃材等は受託者にて撤去すること。

オ)設置作業のスケジュールや MDM の設定内容については、共同調達における採択業者と連携すること。

カ)受託者の意向で管理シールを追加したい場合は、受託者側で貼付すること。共同調達における採択業者に依頼することも可とするが、それに関わる費用は受託者負担とする。

キ)学習端末に物損保証付きの保守を添付すること。保証の詳細条件は別紙「学習端末の保守仕様」を参照すること。

イ 学習端末(追加)

ア)令和 8 年度以降、毎年増加する児童生徒向けに同機種(販売終息の場合は原則として後継品)の学習端末を整備すること。また、令和 7 年度中に整備する学習端末と合わせて、端末番号や画面フィルムを貼り付け、運用管理を行うこと。

イ)追加する学習端末台数は別紙「教職員数/児童生徒数一覧」に記載された児童生徒数を参照すること。

ウ)学習端末(追加)にも同等の物損保証付きの保守を添付すること。但し、利用期間の相違によって保守条件が異なる場合は、その旨を提案の際に明記すること。

ウ 指導者用端末

ア)市が令和 7 年度 4 月及び令和6年4月、8月に整備した学習端末の計 2,752 台を指導者用端末として再設定すること。

イ)端末は令和 7 年度末まで児童生徒が利用しているため、これを受託者にて各学校から回収し、概ね令和 8 年 5 月末までに再設定を行い、各校へ再配備すること。

ウ)回収にあたっては各学校で対象機種の区分けを行うが、受託者側でも対象機種をシリアル No.から確認すること。

エ)市が指定する管理シール(2 枚を想定)を受託者側で用意し貼付すること。

エ ドリルソフト

本市ではベネッセコーポレーション製「ミライシード」を活用している。本事業において別シ

システムを提案する際は、以下の要件を満たす製品とすること。

ミライシード(オクリンク/ドリルパーク/テストパーク)と同等以上の機能を有すること。複数製品の組み合わせで同等とする場合は、事前に市の承認を得ること。

ア)統合型校務支援システムと名簿連携ができること。なお、名簿連携ができない製品を提案する際は、当該製品の名簿を本事業の保守範囲として対応すること。

イ)統合型校務支援システムのダッシュボード機能に利用状況を表示できること。なお、表示ができない製品を提案する際は、他のダッシュボード機能を有する製品との連携も可とする。

ウ)学習端末(追加)および指導者用のライセンスも用意すること。

エ)個別最適な学びの強化として科目別等のより良い教材があれば追加提案すること。

オ 心と学びの記録・振り返り支援システム

本市では、株式会社 EDUCOM の「スクールライフノート」を活用している。本事業において別システムを提案する際には、以下の仕様を満たすこと。

ア)務端末および学習端末(追加/指導者用を含む)から利用できること。

イ)スクールライフノートと同等機能を有すること。

ウ)統合型校務支援システムと名簿連携ができること。なお、名簿連携ができない製品を提案する際は、当該製品の名簿を本事業の保守範囲として対応すること。

エ)統合型校務支援システムのダッシュボード機能に本サービスの登録状況が表示できること。なお、表示ができない製品を提案する際は、他のダッシュボード機能を有する製品との連携も可とする。

オ)学習端末(追加)および指導者用のライセンスも用意すること。

カ 授業支援システム

ア)学習端末のデスクトップ画面を、児童生徒が授業支援システムにログインしなくてもモニタリングできること。

イ)教員または児童生徒の画面を、他の児童生徒に共有できること。(画面提示、画面発表機能)

ウ)ロック機能を有していること。

エ)ブラウザの起動を制限(時間帯での制限を含む)できること。

オ)Microsoft アカウントで利用ができ、teams およびチャンネルの情報を連携しグループとして利用できること。

カ)学習端末(追加)および指導者用のライセンスも用意すること。

キ 図書システム

ア)市が別途契約している図書システム、株式会社九州 jba 社「School PRO 図書」及び図書端末が、本事業後も継続して利用できること。必要に応じてネットワーク設定を行うこと。

ク 学習用プリンタ

学習端末から印刷できるプリンタを整備すること。設置場所は原則として図書室とする。

- ア) A3 対応のインクジェットプリンタとする。
- イ) スキャナ機能を有すること。
- ウ) 用紙カセットは 2 段及び別途手差しトレイを有すること。
- エ) プリンタに関しては 5 年間のオンサイト保守とする。
- オ) 導入時は本体付属のインクとは別に、各色 1 本を予備として納入すること。
- カ) 学習端末と有線接続もできるように USB ケーブルを整備すること。

ケ その他の機器ソフト

学習端末の効果的な活用のため、授業拡張となるような提案を行うこと。

ア) 既存の電子黒板活用

- a おおぐろの森小中学校では EPSON 製液晶プロジェクタ型の電子黒板(壁掛けタイプ)が設置されている。また、おおぐろの森中学校は富士ソフト製「みらいスクールステーション」が整備されているため、校務端末からこれもこれを利用できるように設定すること。
- b 中学校 6 校ではテクノホライズン製 65~75 インチ液晶モニタ型の電子黒板(設置形状は各校で異なる)が整備されているため、校務端末および学習端末から無線で画面投影できるよう設定すること。また、ソフトオンネットジャパン製「vICS」を整備し電子黒板にてコンテンツの共有を行っているため、校務端末を含めて継続してこれを利用できるよう設定すること。
- c 契約締結後に市が別途契約する電子黒板(新設/入替含む)についても、本システムで利用できるよう誠意を持って対応すること。但し、追加設定等によって発生する費用については本契約には含まないものとする。

イ) 既存のインターネット百科事典利用

小学校 4 年生～中学校 3 年生向けにポプラ社製「Sagasokka!」を整備している。

- a 学習用端末で利用できるように設定すること。
- b 既存システムは令和 10 年 3 月 31 日までの契約となっているが、市がこれを延長した場合は本システムでも継続して利用できるようにすること。

ウ) 既存のモラル教育ソフト

市が別途契約している広島県教科用図書販売製「事例で学ぶ Net モラル」が令和 8 年度 3 月末で終了となるため、これの継続もしくは代替案があれば提案すること。その場合、校務端末および学習端末(追加/指導者用含む)で利用できるようにすること。

エ) 市野谷小学校の未来の教室に対する提案

個別最適な学びの実現や、Steam 教育のモデルとなるよう、市野谷小学校では各企業からの支援を受けて「未来の教室」を整備している。

- a 未来の教室における活用支援や、より最適な整備があれば追加提案すること。
- b 未来の教室の既存環境については、別紙「未来の教室整備概要」を参照すること。また、

記載されている必要ライセンスの整備を本事業に含めること。

オ)その他

授業拡張となるような機能があれば追加提案すること

10 既存機器の取り扱い

(1)校内 LAN について

- ア 既存の校内 LAN 環境(基幹スイッチ・フロア HUB・無線 LAN アクセスポイント及びこれらに関する幹線や支線)は、令和 8 年度 8 月末まで継続利用することが決まっているため、既存の校内 LAN 環境を利用して本契約で整備するシステムが稼働できるようにすること。
- イ 既存校内 LAN 環境を受託者側で設定変更することも可とする。但し、本契約で整備する機器以外も継続して稼働できるように設計すると共に、設定変更を行った後はすべての保守対応を本契約内で担うこと。
- ウ 既存校内 LAN 環境は令和 8 年度更新予定だが、これが延長となった場合も含めて対応を継続すること。

(2)既存機器の解体撤去

- ア 既存機器を解体し、各校から撤去すること。
- イ 撤去対象となる機器は別紙「既存機器撤去リスト」で撤去対象とした機器を解体し、各校から撤去すること。
- ウ 撤去の際は、適切なデータ消去を行うこと。手法や証明書の内容については提案書に記載すること。

11 サポート関連

(1)サポート概要

- ア 本契約で整備するシステム全体のサポート業務を行うこと。
- イ 対象となる機器ソフトウェアについては、本仕様書に定める製品、及び既存の校内 LAN 機器(令和 8 年度更新予定)、市が整備した既存の電子黒板、高速プリンタ、設定変更を行った既存端末(校務端末及び指導者用として再設定した学習端末)とし、以下の項目は対象外とする。
 - ア)本契約後に市が別途調達した製品
 - イ)フリーソフト、及び試験的に整備された無償の機器・ソフト
 - ウ)学校個別で購入した製品
 - エ)契約期間中に受託者以外が設定変更した機器・ソフト
 - オ)地震や台風等、自然災害が起因する障害、及び故意・過失による障害

(2)学習端末の保証

- ア 学習端末(追加分を含む)は持ち帰り運用も行うことから、物損保証付きの保守を添付すること。

イ 詳細な保守条件については別紙「学習端末の保守仕様」を参照すること。

(3)ICT 支援員

ア 支援概要

ア)納入する機器・システムの円滑な利用を促進するため、ICT 支援を実施すること。

イ)ICT 支援は各学校を巡回する訪問型支援に加えて、契約時間内は柔軟に対応できるオンライン支援も行うこと。

イ 訪問目安

ア)各校月2回の定期訪問型の支援を行うこと。原則として支援員1名が訪問する学校は1日に1校とするが、学校要望に応じ 1 回の訪問を半日に分割することも可とする。なお、以下については市教育委員会と協議の上、訪問回数及び支援方法を調整すること。

- a 長期休暇期間中
- b 月間の平日が 18 日未満の場合
- c 震災や天候の悪化、その他不測の事態により訪問が困難な場合
- d オンライン支援等への切り替えを双方で合意した場合

ウ 支援時間

ア)ICT支援員の訪問は、土日及び国民の休日、振替休日、長期休暇、年末年始を除く原則平日 8 時 30 分から 16 時 30 分の間とする。但しオンライン支援は平日 9 時からの開始でも可とする。

イ)休憩時間は学校の昼食時間帯に合わせ 1 時間程度とするが、移動を含む半日支援(1日2校の訪問)となる場合は、午前の終了時間もしくは午後の開始時間を各校と協議の上で調整することも可とする。

エ 業務内容

ア)ICT 支援における主な業務内容は以下のとおり。

- a 納入する機器、ソフトウェアの操作支援
- b 既設のICT周辺機器の活用支援
- c 授業支援(教員の補助)
- d 教材作成支援
- e 簡易マニュアル作成
- f ホームページ更新に関する操作支援
- g ICT機器を用いた授業の提案(他地区の事例等の紹介を含む)
- h ICT機器の一次トラブル対応
- i その他、各種校内研修会の実施
- j 学習端末管理支援(端末管理台帳編集含む)

オ 管理体制及び管理業務

ア)ICT支援員とは別に ICT 支援業務管理者(以下、管理者)を配置し、支援業務の管理や市教育委員会への定期的な報告、活用促進に関する提案を行うこと。

- イ)ICT支援員の労務管理や、ICT支援員の配置に係る調整を市教育委員会及び学校と円滑に行うこと。
- ウ)社内研修会や定例会を月 1 回以上実施し、ICT支援員の人材育成や業務状況の把握を行うこと。
- エ)ICT支援員が技術面などの支援を要請した場合、指示・指導・助言を行える体制を確保すること。
- オ)ICT支援員に専用の携帯電話を配布すること。
- カ)年 1～2 回程度、各校の管理職もしくは管理職が指定する教職員に対して満足度アンケートを実施し、ICT支援員の更なる育成に努めること。
- キ)ICT支援業務について、以下の内容を記載した報告書の作成を行い、定例会にて市教育委員会へ報告すること。定例会の開催頻度については、市教育委員会と協議して決めること。
 - a 教職員の意見及び要望やICT活用に関する課題
 - b 訪問支援内容(支援日時、支援員名、訪問学校名、対象学級、所要時間、支援内容等)
 - c 小中学校別支援回数内訳(授業支援、研修、環境整備等)
 - d 教科別の授業支援回数

カ オンライン支援員

- ア)オンライン支援員の業務内容は ICT 支援員に準じるものとし、その内容についてオンラインでの支援を実施すること。
- イ)各校の問合せに対応できる体制を用意し、ICT 支援業務管理者がオンライン支援員の管理も同様に行うこと。
- ウ)業務の履行にあたっては、受託者にて Windows 端末を用意し、市と同環境の校務系及び学習系の 2 種類の Microsoft365 アカウントを利用し、web 会議システム(Teams)等を用いて遠隔操作による対応ができること。

(4)コールセンター

ア コールセンター概要

- ア)各学校からの障害対応窓口として専用のコールセンター(フリーダイヤル)を設けること。
- イ)コールセンターは学習端末の保証に関する受付とも連携すること。

イ 受付業務

- ア)問い合わせ受付時間は、土日及び国民の休日、振替休日、長期休業、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日を含む)を除く原則平日 9 時 00 分から 17 時 00 分の間とする。
- イ)開設時間外でも各校が障害連絡できるよう、メール受付も利用できること。但し、対応については翌営業日でも可とする。
- ウ)コールセンターの利用は市教育委員会及び教職員のみとし、児童生徒や保護者からの利用は不可とする。

ウ 切り分け対応

- ア)整備機器の障害連絡に対し、簡易的な切り分け業務を行うこと。

イ) 障害切り分け後、システム保守・ハード保守・メーカ保守等、障害対応を進める上での適切なエスカレーション業務を行うこと。

ウ) 対象となる機器ソフトウェアについては、本仕様書に定める製品、及び既存の校内 LAN 機器(令和 8 年度更新予定)、市が整備した既存の電子黒板・高速プリンタとし、以下の項目は対象外とする。

- a 本契約後に市が別途調達した製品
- b フリーソフト、及び試験的に整備された無償の機器・ソフト
- c 学校個別で購入した製品

エ その他

ア) 校務支援システムについては、メーカ側の専用ヘルプデスクを利用する前提で受付窓口を分けることも可とする。また、市が整備しているデジタル採点システムも同様に専用窓口を設けているため、コールセンターでの受付は不要とする。但し、各校から誤って入電した際は、連絡先を伝える等の取次業務を行うこと。

イ) 関連事業者も含めた適切なエスカレーションフローを規定とした運用体制を構築すること。

ウ) メーカ保守を利用する場合は、コールセンターから各メーカに依頼できる体制を整えること。

(5) システム保守

ア 本契約で整備するシステム全体のシステム保守を行うこと。

イ 対応時間は、土日及び国民の休日、振替休日、長期休暇、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日を含む)を除く原則平日 9 時 00 分から 17 時 00 分の間とする。

ウ 障害状況により各校へ訪問し、システム障害の復旧を行うこと。但し、クラウド基盤や校務端末も含め、MDM や資産管理システム、集中管理システム等を用いた遠隔でのシステム保守が可能な場合は、学校訪問を必須としない。

エ システム保守は、サポート業務の対象範囲と同一とする。

(6) ハード保守

ア 本契約で整備する機器全体のハード保守を行うこと。

イ 対応時間はシステム保守と同一とする。

ウ 障害状況により各校へ訪問し、修理対応を行うこと。

エ メーカ保守を用意する場合は、メーカへの依頼や修理対応指示を行うこと。

オ センドバック型の保守となる場合は、引き取り対応を行うこと。

カ ハード保守は、サポート業務の対象範囲とは異なり原則として本契約で整備する機器のみとする。但し、保守対象外となる既存機器の活用について、追加提案を運用方法を提案書に記載すること。

12 その他

(1)導入作業

- ア クラウド基盤や端末等、業務委託開始前に整備する機器や構築に関するスケジュール案を提案書に記載すること。
- イ 業務委託開始後に発生する作業(既存端末の設定変更や学習端末の追加等)についても、同様にスケジュール案を提案すること。

(2)契約満了時の対応

- ア 契約満了時は学習端末を除いてすべて受託者に返却するものとする。
- イ 返却機器については、市側で各校1か所に集約するため、それを撤去すること。

契約満了後も市側が継続利用を希望した場合は、これに対応すること。但し、ライセンスや利用料等を含め、これらに関わる費用は本契約には含まないものとする。